

2/17^月～3/17^月 令和7年度分 市・県民税の申告



詳しくは
こちら



申告が必要と思われる人には、あす3日に申告書を
発送します。申告書は市HPでも作成・印刷ができます。
市民税課(市役所ふるまち庁舎)、区役所、出張所、連
絡所にも設置しています。

郵送による提出に協力を

例年、申告会場は大変混雑します。申
告書は自宅で作成し、郵送による提出
に協力をお願いします。



●郵送提出・問い合わせ先

〒951-8554(住所不要) 市民税課

北区・秋葉区に住んでいる人	☎ 025-226-2375
東区・江南区に住んでいる人	☎ 025-226-2365
中央区・南区に住んでいる人	☎ 025-226-2245
西区・西蒲区に住んでいる人	☎ 025-226-2370

申告が必要な人

令和7年1月1日現在、新潟市に住所がある人は市・県民
税の申告が必要です。収入がなかった人や非課税収入(遺族
年金、障害年金など)だけの人も、各種保険料の算定などの
ため申告をしてください。

ただし、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告を
する必要はありません。

- ①所得税の確定申告を提出する
- ②給与収入のみで年末調整済み
- ③公的年金のみで控除の追加がない
- ④収入がなく、新潟市に住んでいる人に所得税法上扶養され
ている

申告に必要なもの

- ☐ マイナンバーカード、または個人番号通知カードと本人
確認書類(運転免許証、パスポートなど)
- ☐ 令和6年中の所得が確認できる書類
給与・公的年金などの源泉徴収票、事業・不動産所得の収
支内訳書、ほか
- ☐ 各種控除を受けるために必要な書類
保険料控除証明書(国民健康保険、後期高齢者医療保険、
介護保険、国民年金、生命保険、地震保険など)、医療費
控除の明細書、おむつ使用証明書または主治医意見書内容
確認書=下囲み=、障がい者手帳または障害者控除対象者認
定書=同=、寄付金の領収書、ほか
- ☐ 申告者本人の金融機関・口座番号が確認できるもの
(確定申告をする場合)



主治医意見書内容確認書と 障害者控除対象者認定書の発行

■主治医意見書内容確認書(おむつ代の医療費控除用)

要介護認定の主治医意見書から、寝たきり状態と尿失禁
の発生可能性があることなどが確認できる場合に発行

■障害者控除対象者認定書

要介護認定を受け、心身の状態や日常生活の状況が障が
い者と同等と認められるなど、一定の要件に該当する65
歳以上の人に発行

※申請から発行まで1週間程度要する

●申請窓口 区役所健康福祉課(中央区は窓口サービス課)、
出張所、地域保健福祉センター

●持参するもの 介護保険被保険者証、申請者の本人確認
書類 ※写しは不可

問 区役所健康福祉課



市の申告日程・会場

申告会場での待ち時間短縮と混雑緩和のため、各会場では申告当日に入場整理
券を配布します(なくなり次第、配布終了)。入場には入場整理券が必要です。完成
済みの申告書の提出をする場合は、入場整理券は不要です。

●入場整理券の配布時間 8時半～15時(秋葉区役所、巻ふれあい福祉センター
は9時～16時) ※混雑時など、状況により配布時間が前後する場合あり

区	会 場	2月								3月											
		17	18	19	20	21	25	26	27	28	3	4	5	6	7	10	11	12	13	14	17
		月	火	水	木	金	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月
北	豊栄地区公民館			△	●	●	●	●	△												
	北地区コミュニティセンター																●	●			
東	東区プラザ							△	△	△	△										
	山の下まちづくりセンター											△	△								
	石山地区公民館													△	△						
中央	白山ビル	△	△	△	△	△											△	△	△	△	
江南	江南区役所	●	●	●	●	●	●	●	△	△											
秋葉	秋葉区役所	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
南	白根学習館								●	●	●	●	●	●	●	△					
西	西区役所						●	●								△	●	●	●	●	△
	内野まちづくりセンター		●	●																	
	黒崎市民会館										●	●	●	●							
西蒲	巻ふれあい福祉センター	△	△		△	△	△		△	△	△	△		△	△	△	△		△	△	△

※「●」は市・県民税の申告と簡易な確定申告を、「△」は市・県民税の申告のみを受け付け



注意事項 次の確定申告は、市の申告会場では受け付けません。

- ①給与および年金の収入があり、源泉徴収票を持っていない
- ②事業、不動産の収支内訳
書が未完成
- ③青色申告
- ④配当所得がある申告
- ⑤分離課税の申告(土地、建物、株式の譲渡
所得など)
- ⑥令和5年分以前の申告
- ⑦修正申告、更正の請求
- ⑧損失申告
- ⑨雑損控除がある
申告
- ⑩災害減免法による軽減免除を受けるための申告
- ⑪準確定申告(亡くなった人の申告)
- ⑫住宅ローンなどの控除がある申告(年末調整が済んでいないもの) ※⑧⑨は令和6年
能登半島地震による雑損失は可。同地震による雑損控除を受ける人は、被災した住宅・
家財などの損失額の計算書、(災害関連支出がある場合)雑損失の金額の計算書が必要。同
地震による雑損失に限る。り災証明書や領収書などのみでは申告不可



税務署が開設する確定申告会場

入場には次の方法で発行される入場整理券が必要です。

- ①「国税庁LINE公式アカウント」=右二次元コード=からの事前発行
- ②各会場での当日配布 ※混雑状況により配布を終了する場合あり
- 開設期間 2月17日(月)～3月17日(月) 9時～16時
- ※土・日曜、休日を除く。朱鷺メッセ会場は3月2日(日)も開設



国税庁
LINE公式
アカウント

対象区	申告会場	問い合わせ (月～金曜 8:30～17:00)
北・東・中央 江南・南・西	朱鷺メッセマリホール(中央区万代島)	新潟税務署 (☎025-229-2151)
秋葉	秋葉区役所	新津税務署 (☎0250-22-2151)
西蒲	巻税務署(西蒲区巻甲) ※昨年の会場と異なります	巻税務署 (☎0256-72-2355)

※秋葉・西蒲区は譲渡所得(土地建物)や贈与税の相談日が限られます

所得税の確定申告はe-Tax(電子申告)で

申告会場の混雑を避けるため、自宅のパソコンなどからの電子
申告に協力をお願いします。マイナンバーカードを使用してスマー
トフォンからも申告することができます。

確定申告の期間中は24時間利用可能です。 ※メンテナンス時
間を除く

国税庁HP
「確定申告書
作成コーナー」



国税庁HPから

作成コーナー

検索

